

6. コメントサマリ及び所感

• ディスカッションポイント1

➤ 商標権、意匠権では保護を図れないか？

- ✓ ファッション業界で流行の移り変わりが早いのに対応するためには、商標権の登録を待っていると時間がかかってしまうという考えもある。それについては、〇〇審査制度を利用すると、2か月ほどで登録されるため、その制度を利用するのもよいのではないか。
- ✓ 商標権で争うとした場合、原告商品と被告商品を比較すると類似しているといえないのではないか（よく見ると類似していないと考えられる？）
- ✓ 商標権をとる目的として、権利行使するためというよりも、他にとられないようにするためと考えられる。
- ✓ 商標権でも不競法でも「類似」という言葉を使っているが、その意味は大きく違っている。それを同じように考えてよいのか。
- ✓ 守るためにはどうすることができるのか。実用新案や特許では少し難しいとすると、どのようにしたらよいか。

6. コメントサマリ及び所感

• ディスカッションポイント2

- シリーズに共通する形態を商品等表示として認めることには賛成できるか？
- 原告イッセイミヤケが販売していない商品も保護されることになり得るが、そのような結論は許容できるか？
- 男性用靴は保護の対象となるか？
 - ✓ シリーズとして保護するのは広すぎるのではないか。今回の原告商品以外も対象としてしまうことになり、他社の妨げになるのではないか。
 - ✓ 今回はあくまで被告商品が女性向けだったというだけで、原告では男性物も売っているので、男性用靴も保護の対象として認められるのではないか。
 - ✓ 範囲として小さく囲ったほうが周知性を立証しやすいため、原告は戦略的に女性にしぼったのではないか。

6. コメントサマリ及び所感

• ディスカッションポイント3

- 本件で著作物性を否定したことは妥当か？
- 著作権での保護を認める必要性はないか？特に、不競法での保護が否定されるような場合において！
 - ✓ 著作権の場合、創作性や表現を見られるが、今回のケースでは類似性で厳しく見られてしまうのではないか。（よく見ると類似していない）
 - ✓ 今回の特徴として「荷物に合わせて鞆の外観が立体的に変形する」というような機能的な面が入ってきてしまうため、著作物性は難しいのではないか。

• ディスカッションポイント4

- 原告は不競法5条1項に基づき損害賠償請求を行ったが、裁判所は原告商品と被告商品との価格差を重視し、被告商品の販売数量のうち、90%に相当する数量について、「販売することができないとする事情」（不競法5条1項ただし書）を認めたが、このような結論は妥当といえるか。
 - ✓ 90%という数字には特別な根拠はなく、「販売することができないとする事情」が大きくあると判断したためではないか。
 - ✓ 90%に相当する数量について「販売することができないとする事情」を認めたということは、本当は需要者は混同していないのではないかという考えが根底にあったのではないか。

6. コメントサマリ及び所感

・ 所感

・ ファッションブランド等のシリーズ商品については、一つの商品形態のみで差止等を請求しても、その実効性が薄いことから、シリーズに共通する商品形態を商品等表示と構成して、多様な商品の保護を図るとというのが、原告（イッセイミヤケ）のとした訴訟戦略であると理解しました。

なお、本件に先立ってシリーズ商品である婦人服を商品等表示としたプリーツ・プリーズ事件もあり、今後、ファッション関係で不正競争行為に基づく差止請求を行う場合には、これらの裁判例は先例として重要性を持つものだと思います。

また、原告商品と被告商品との価格差が大きいことをかなり斟酌して、損害額をかなり減額している点については、否定的な見解が多かったように思います。（大熊）

・ 形態に特徴のある商品について不競法で訴える際には、きちんと言葉で商品の形態を表現することがいかに重要かということを感じました。また、観察方法として対比的観察と離隔的观察があり、その観察方法の違いによって需要者が混同を生じるかは異なってくるということを実感することができました。不正競争行為の有無を判断するうえで商品の形態が類似して混同のおそれがあるかを判断するには、実際購買目的がなく外でただ見た人は誤認混同していても、実際に購入を考えている人は誤認混同しておらず購入していると考えられるため、損害額を判断する際に90%に相当する数量について「販売することができないとする事情」があったとした理由の一部になっているのではないかと感じました。また、シリーズ商品に商品等表示を認めている点については、今後今は展開していない商品に今回の特徴を用いた場合にも認められるという意味を広く含んでいるようで、今後今回と同じように問題となった際はどのように判断されるのか興味深く感じました。（川崎）